

令和 4 年 第 2 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 4 年 6 月 3 日 (金)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 4 年 6 月 8 日 (水) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 4 年 6 月 8 日 (水) 1 1 時 1 1 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 川 波 剛 企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美 税 務 課 長 稲 葉 佳 奈 出 納 室 長 仲 村 浩 之 住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生 環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋 都 市 計 画 課 長 古 川 秀 志 農 林 商 工 課 長 堀 内 明 上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 こ だ も 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 山 本 孝 田 中 晴 美

会 議 録

令和4年第2回定例会

[一般質問]

(2日目)

令和4年6月8日(水)

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「一般質問」を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許可します。 9番 奥村忠義議員
奥村議員	おはようございます。 しゃべりづらいのでマスクを外して構わないでしょうか。
議 長	はい。
奥村議員	質問に入ります前に、ロシアとウクライナの戦争が一日も早い終結を迎え、世界が、日本が、平和で経済的にも以前の生活に戻れますことを心から願っております。 それでは、通告書に基づき質問に入ります。 最初に、安心安全な環境についての質問でございますが、多目的公園「ぼぼろ」についてでございます。 お手元に本当は資料としてこの写真を配付したいところではございましたけれども、議長のほうが何もしないほうがいいのではないかとということで、町長の席にだけ置かせていただいております。 この写真は外からトイレ待ちしている姿を映したものです。外からと申しまして、裏口というのがふさわしいかどうか知りませんが、正面玄関があって裏が筒抜けになっております。その姿を映したものです。 ①に示しておりますように、自動販売機のそばのトイレは、正面から入ってトイレの前に立ちますと、外の景色や人の動きが見える造りになっております。以前、この件につきまして担当課に話をしたところ、風通しをよくするために壁をしなかった、普通の通路であり支障があるとは捉えていないとの答えが返ってきました。 それで、私は、特に女性の方、利用する側の立場からどのように捉えているかということで、何人かの女性に質問いたしました。そしたら、その答えが、利用する側の立場からすると見られているようで気持ちのいいものではないと。そしてまた、男の人の姿が見えたら嫌な気分になり、用を足すのも躊躇するとか、最初からあのトイレは分かっているから利用していないとか、そういう答えが返ってきました。 私が思うに、プライバシーの保護や防犯面からも何らかの対策を講じるべきだと考えますが、どのように捉えてあるかお尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	おはようございます。お答えいたします。 議員お尋ねのトイレにつきましては、多目的運動公園「筑前ぼぼろ」内の遊具とグラウンドの間にありますトイレのご指摘というふうに思っております。このトイレにつきましては平成26年度に整備されたものでありまして、ご指摘のトイレは、明かり取りと換気を兼ねてデザイン化されたものでありまして、横21センチ、縦180センチの間口が2つ並んで、男子トイレ及び女子トイレそれぞれに裏と横に計4か所ございます。 議員ご指摘のとおり、トイレの中にいて外からのぞかれているようで気になるとも聞いております。また、出入口にはなっておりますけれども、子どもなどがそこから出入りしているという声も聞いておるところでございます。 このような状況を踏まえまして、明かり取りと換気面を考慮した上で、プライバ

	シー保護や防犯対策等を踏まえた対策を講じることを検討していきたいというふうに思います。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	一日も早く、そういう対策を講じてほしいと思います。ありがとうございます。 それでは、次の②の簡易テントの設置場所の件に入らせていただきます。 休日には、本当にあの公園は人気がございまして、たくさんの方がお見えになっております。その中に、個人持込みの簡易テントが、本当に今はどの家庭もお持ちのようで、東側の駐車場を背にして列をなして張られています。そしてまた、遅く来て、その場所に張れなかったのか存じませんが、南側の斜面のところに張っている方を何人も見受けます。 そしてまた、テントのそばの斜面では、草スキーを楽しんでいる子どもたちがたくさんいます。この件については私自身が一度目撃したから言っていることでもあるんですが、斜面の下の方のテントの中に突っ込んでいった子がいました。テントの中から女性が出てきてその子を怒っていましたが、そばで聞いていたら、どうやら親子だったみたいで事なきを得たんですが、親子だからいいというわけでもないのかもしれませんが、もしも他人だったらとか、けがでもしていたらどうなっていたのでしょうか。重大な事故につながる前に、テントを張る位置を指定するか、草スキーで遊ぶ場所を指定するか、それとも、本当にかわいそうではありますが、草スキーを禁止するとか、こういう対策しかないんじゃないかと思いますが、このことについての見解をお尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員ご発言のとおり、天気がよいときは芝生の上にテントを立てられ、日よけ防止や家族団らんなどで過ごされている風景も目にしております。 議員ご指摘の、子どもたちが遊ぶ中、テント設置で危険が及ぶという報告等は聞いておりませんが、公園利用者には楽しく、けがなく利用していただきたいという思いでございます。それぞれにマナーを守っていただきたいというふうにも考えております。公園利用状況を確認いたしまして、必要に応じて注意啓発等の看板等の設置などを検討していきたいというふうに思います。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	とにかく事故があつてからでは遅いと思いますので、何らかの対策を講じていただきたいと思います。 それでは、続きまして、(2)の防犯カメラの設置状況についてでございます。 昨日の石橋議員の質問の中で、都市公園は78か所あると石橋議員の質問に答えてありましたが、78ある公園の中で、防犯カメラは現在どこの公園にどのような形で設置してあるのでしょうか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 都市公園の防犯カメラの設置状況ですが、公園内の自販機が荒らされる被害対策などそれぞれの理由で、「筑前ぽぽろ」をはじめとする町内3か所の公園に防犯カメラを設置している状況でございます。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	すいません、その3か所を答えていただけませんか。

議 長	都市計画課長
奥村議員	お答えいたします。 3か所の公園名は、筑前ぼぼろ・朝日公園・さくら公園の3か所です。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	過去において、多目的公園「ぼぼろ」において放火事件が発生したそうです。 防犯カメラを設置していたがために、数日後には放火犯の逮捕に至ったと聞いております。 このことを踏まえての要望でもございますが、「安の里公園」では、平日の放課後や休日には数人の児童生徒が夕暮れどきまで遊んでいる姿が見受けられます。子どもを犯罪から守るため、犯罪抑止のためや事件が発生したときの犯人逮捕のためにも、「安の里公園」には防犯カメラの設置が必要であると考えますが、どのように捉えてあるか、お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 防犯カメラは撮影範囲が限定されることや、直接的な阻止能力があるわけではございません。犯罪を未然に防ぐ抑止効果や、映像記録で犯人の特定などに一定の効力を持つこともできるかとは思っております。 その中で、議員のご発言にもありましたように、「筑前ぼぼろ」のほうで、カメラ設置後、犯人の特定につながるという設置効果も現状としてはございました。 「安の里公園」のことも議員のご発言にあっておりますけれども、第2次筑前町総合計画の政策「守る」にある安心安全で暮らしやすいまちに位置づけている犯罪防止に配慮した環境づくりにもあたることから、防犯対策の一つとして今後必要な箇所に整備することで考えていましたので、予算との兼ね合いもございますが、筑前町防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱に基づきまして、「安の里公園」も含めたところで必要に応じ必要とする箇所に計画的に整備していくことを検討していきたいというふうに思っております。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	いい回答が返って、ありがとうございます。できたら、一日も早い、そういう計画の実施に移っていただきたいと思います。 それから、公園の件とは全く別の話を、ちょっとお知らせだけしておきます。 先月、中牟田小学校の運動会のときにテントの中で耳にした話ですが、中牟田小の児童が蔵役の信号機付近を下校中に、何が目的だったのかは定かではありませんが、車の中から手を出して肩をつかむといった事案が発生したそうです。男の子だったからその場から逃げたそうですが、このことも踏まえた上で、安心安全な生活を送るためにも、主要な場所への防犯カメラの設置を検討いただくようお願いして、次の質問に入ります。 それでは、(3)の横断歩道や一旦停止等の白線が消えかかっていたり、薄くなっているなどの場所が見受けられます。この件については、区長さんを通じて役場のほうに言えばよいのか、直接役場に電話してもよいのかと聞かれたり、それから巡回しての点検を行っているのか、補修はどの程度まで悪化すれば行うのかといった意見等が聞かれます。このことについてお尋ねします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 本町の交通安全対策につきましては、国から交付されます交通安全対策特別交付

	金を活用いたしまして、カーブミラーや区画線、ガードレールなどの設置、補修を行っているところでございます。 近年は、要望が多く、年度中に施工ができなかった箇所もございますが、本年度は一般財源を増額していただきましたので、早期発注に努めているところでございます。 議員ご質問の横断歩道や一時停止線につきましては、道路標識のうち、規制標識、指示標識と呼ばれるもので、管轄は公安委員会となっております。これらの補修要望につきましては、区長さんから要望書を提出いただきまして、朝倉警察署へ進達していますので、管轄にかかわらず町へ要望書の提出をお願いしているところでございます。 また、白線を補修する際の基準についてでございますが、町も同様でございますが、具体的に明確化はされておりません。要望書が提出されましたら、現地を確認いたしまして、交通量や通学路かどうかといった点を考慮いたしまして判断をしているとのことです。 なお、補修の時期につきましては、朝倉警察署から県警本部に上申されまして、県全体で優先度の高いものから実施されますので、着工までは早くても半年はかかるということでございました。しかしながら、公安委員会の管轄であっても、緊急を要する場合などは、補修であれば町でも施工することも可能でございますので、関係機関と連携しながら迅速に交通安全対策ができるよう努めてまいりたいと考えております。 以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	分かりました。今度、もしこういうことを聞かれました折には、そのように伝えておきます。 それでは、次の質問でございます。 病気休暇の取り扱いの件でございますが、まずは、過去５年以内に病気休暇を取得した職員数と病気の内容についてお尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えしたいと思います。 議員のご質問は過去５年間の状況ということでございますので、年度ごとの病気休暇取得者数と、うち、身体的疾患による者の人数、精神的疾患による者の人数の順でご回答申し上げたいと思います。 平成２９年度、病気休暇取得者数８名、うち身体的疾患７名、精神的疾患１名。平成３０年度、取得者数９名のうち、身体的疾患４名、精神的５名。令和元年度、取得者数１２名、うち、身体的５名、精神的７名。令和２年度、取得者数８名、うち、身体的５名、精神的３名。令和３年度、取得者数１６名、うち、身体的７名、精神的９名となっております。
議 長	奥村議員
奥村議員	年々増えているみたいです。そしてまた、本当に私自身、ここまで多いとは思っていませんでした。ちょっと意外です。年間大体３、４人ぐらいかなと思っていたので本当に驚いています。 それでは、次の質問。住民の方々から聞かれることでもございますが、休暇中の給与や賞与の支払いは、法律的にはどのような条件で支払われているのかについてお尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。

	病気休暇を取得してから９０日、または、疾患の内容にもよりますが１８０日までは給与等が全額支給となっております。それ以降は、病気休職となり、給与等は８割支給、休職になってから１年経過した後は無給となっております。賞与につきましては、６月１日と１２月１日が基準日となっております。前６月の勤務状況により支給の割合が異なることとなっております。 なお、基準日時点で休職している場合は勤勉手当が、無給休職している場合につきましては期末手当も勤勉手当も支給されておられません。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	丁寧な説明ありがとうございます。 それでは、次の質問に入らせていただきます。 地域住民の方々のご目もございまして、よく聞かれることでもございますが、休暇取得中の屋外での行動はどこまで容認されているのかについてお尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 病気休暇中は療養期間で治療に専念する必要があり、自由に行動することについては一定の制限がかかります。しかしながら、通院や買物等、必要に応じて外出することについては認めておるところでございます。ただし、勤務時間中に遊技場への出入りを行ったり、もしくは旅行に行くことなどの住民への信頼を損ねる行為については認められておりません。 以上でございます。
議 長	奥村議員
奥村議員	これは、休日の日であれば、例えば遊技場、パチンコ店等に行っても構わないという捉え方でよろしいのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答え申し上げたいと思います。 あくまで勤務時間中における行動の制限でございまして、勤務時間外や土日祝日等の休日における行動制限を指示または要請することは難しい状況であるというふうに判断をいたしております。
議 長	奥村議員
奥村議員	それでは、次の質問に入らせていただきます。 当然のことながら、対策や指導は適切に行われていることは存じますが、どのような形で行っているのか、よろしければこのことについて具体的にお尋ねします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えしたいと思います。 身体的疾患の予防対策といたしまして、毎年、会計年度任用職員を含みます職員に対し、総合健康診断や女性がん検診を実施いたしているところでございます。その結果に沿った産業医または保健師により面談や精密検査の受診を促しまして、早期発見、早期治療に努めておるところでございます。 また、職員のメンタルヘルス対策といたしまして、臨床心理士により相談等を月に１回以上実施するなど、自分自身のメンタルケアや職場として取り組める内容等についての研修会も併せて行っているところでございます。 先ほどの回答の中でも触れましたように、病気休暇中は療養期間であるため、住民の方々への信頼を損ねるような行為は行わないように指導を徹底するとともに、定期的に面談や電話連絡等を通じまして、現状の診断内容や療養の状況の把握にも努めておるところでございます。

	以上です。
議 長	奥村議員
奥村議員	分かりました。 それでは、最後に田頭町長にお尋ねいたします。 精神的疾患で休暇を取得している職員の一日も早い復帰を促すためにも、町長自らが相談に乗るとか、面談して何がしかのアドバイスを与えることなどはございますのでしょうか、その点についてお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 人事関係は人事係をうちのほうも配置いたしまして、その都度報告を受けているところでございます。基本は一日も早い回復を期待するわけでございまして、そのために私の面談、私との会話が必要であれば私は応じておりますし、今後も応じていきたいと思っております。 ただ、全てに応じるということではございませんで、最優先すべきは医師の診断でございます。私も人事権を持っておりますので、そういった権力者と会うことが病気に対してどのような影響を与えるのか、そこも含めて対応したいと思っております。
議 長	奥村議員
奥村議員	よろしくお願いします。 職員の長期休暇は住民サービスにもつながることでもございますので、早い復帰や明るく健康的で働きやすい職場の確立をお願いしまして、私の一般質問を終わります。
議 長	これで、9番 奥村忠義議員の一般質問を終わります。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 10時45分より再開します。 (10:27)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:45)
議 長	12番 河内直子議員
河内議員	マスクをすると眼鏡が曇ってしまうので、マスクを外して質問させていただきます。 質問に入る前に一言述べさせていただきます。 ロシアがウクライナに侵攻し、既に100日を超える期間が過ぎています。この戦争が長引けば長引くほど、幼い子どもたちをはじめ、多くの人々が犠牲になっています。犠牲になられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。 今大事なのは、世論によるロシア包囲です。福岡県でも3月議会で、県議会をはじめ筑前町も含め、9割の自治体でロシアへの非難決議が上がりました。国連でも、加盟国の140か国が非難決議に賛成しています。一日も早く、ウクライナに平和で穏やかな日常が戻ることを願ってやみません。 それでは、通告に基づき順次質問させていただきます。 まず初めに、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねをします。 住宅リフォーム助成制度創設については、平成21年から再三再四、一般質問で他の自治体の取り組み等も紹介しつつ創設を求め続け、やっと平成27年に筑前町住宅リフォーム券交付事業として事業がスタートしました。途中で補助限度額が2

	0万円から10万円へと引き下げられましたが、昨年度まで継続して取り組まれてきました。残念ながら、令和4年度は予算に計上されませんでした。 そこで、お尋ねしますが、平成27年度事業開始から令和3年度までの年ごとの申請数と、経済波及効果はどうだったのか、お尋ねをします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 議員ご発言にございましたけども、本町におけます住宅リフォーム補助金制度につきましては、平成27年度から令和2年度までの6年間行っていましたけれども、27年度当初開始につきましては、町民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、補助額を補助率20%、上限額20万円とし、当時の地方活性化地域住民生活等緊急支援交付金を活用し始まったものでございます。 その後、事業好評によりまして、平成28年度からは補助金全額を一般財源で対応し、平成30年度からは補助額を補助率10%、上限額10万円に見直し、補助制度を継続しておりましたけども、一定の成果を上げたということで、令和2年度に補助制度を終えております。 議員お尋ねの助成事業、6年間の実績ということでございますので、年度別交付件数、補助額、経済効果額でお答えしたいというふうに思っております。なお、各年度予算額が異なりますので、交付件数、補助額等も変動しておりますことはご了承いただきたいというふうに思います。 それでは、申し上げます。平成27年度、交付件数88件、補助額1,536万円、経済効果額1億750万5,000円。平成28年度、交付件数107件、補助額1,849万4,000円、経済効果額1億7,168万3,000円。平成29年度、交付件数99件、補助額1,699万4,000円、経済効果額1億3,018万5,000円。平成30年度、交付件数56件、補助額497万6,000円、経済効果額9,220万2,000円。令和元年度、交付件数55件、補助額474万円、経済効果額8,051万6,000円。令和2年度、交付件数56件、補助額497万7,000円、経済効果額9,615万5,000円となっております。6年間の総計といたしまして、交付件数461件、補助額6,554万1,000円、経済効果額6億7,824万6,000円となっております。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	申請が減ったのは、補助限度額が下がったからではないでしょうか。前任の担当課長も、平成27年第4回定例会の答弁の中で、町内中小企業者へ1億円以上の景気対策にもなっており、リフォームされることにより、広義の意味で、長く住み続ける定住促進にもつながっているかとは思われると答弁されています。 住宅リフォーム助成は、民間の潜在需要を大きく引き出し、住宅の安全性を高め、地球温暖化をはじめ環境対策にも有効な施策であること、さらに、地域経済への波及効果も非常に大きいと評価されています。これまで461件の方が利用され、6億7,800万円以上の経済波及効果があったということですが、住宅リフォーム助成の要望はまだあります。 町長も、リフォーム助成による地域経済の活性化は効果があることを認めておられます。多くの町民の皆さんに喜ばれている助成制度、住宅リフォーム交付金事業は復活すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 平成27年からのスタートということでございまして、それ以前につきましては、

	本町は上下水道の工事を急ピッチで進めてまいりました。その中の宅内工事等々がかなりの住民の方々の工事として上がっておりますので、そのほうからの経済効果も考えられるということでございました。したがって、27年度から、ほぼそういった事業が落ち着いた段階で、経済効果もにらんで取り組んだところであります。ただ、一定の効果が出たということで本年度は予算化しておりません。 ただ、昨今の経済状況、極めて今までにないような状況でございます。物価高でございます。私のほうにも数件、仕事がないということで電話をいただいたところでもございます。今後十分検討いたしまして、経済効果と、それからコロナ対策、あるいは景気対策等々、国の予算等々もしっかりにらみながら検討していきたいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	経済波及効果もあり、リフォームした町民も助かり、地元の中小企業者も潤い、結果、町の税収も増えるという住宅リフォーム助成制度です。せっかく高いお金を出してリフォームした家を手放してまでよそへ移るという方は、よほどのことがない限りいらっしゃらないのではないのでしょうか。それは、筑前町へ定住することにつながります。町長から前向きなご答弁いただきました。制度の復活を再考していただくことをお願いし、次に進みます。 次に、安全安心の暮らしを守る取り組みについてお尋ねをします。今回は、夜須中学校の校舎外階段に絞って質問をします。 外階段への屋根の設置については、平成27年第2回定例会、また平成29年同じく第2回定例会の折にも質問してきたところです。当時の課長答弁では、学校からも要望が上がっており、マスタープラン筑前町総合計画にも計上している、屋根の設置については平成30年度に計画している、緊急を要するもの等が発生すれば計画が若干ずれる可能性もあるが、現時点では30年度と計画しているという明確な答弁がありました。 議場での発言は公の発言ですが、いまだに実行されていません。一体どうということなのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 学校の施設整備については、例年、学校へのヒアリング等を行っておるところでございます。その場で要望を聞きまして、緊急性や必要性を吟味いたしまして、必要と判断した場合に事業計画に計上しているところでございます。 夜須中学校の校舎の外階段屋根の設置につきましては、利用頻度が低いことや雨の場合の代替手段が確保されているということ等でございます。以前にこのようなところを検討した経過もございますけれども、学校側と今回協議をした結果、必要性は低いというふうに判断をしておるところでございます。
議 長	河内議員
河内議員	私たち議員は、町民の方々の様々な要望、要求、意見を議会の一般質問に反映し、執行部の答弁を求めています。課長の答弁は町長の代弁と捉えています。町の総合計画に上げているにもかかわらず、また、30年度に計画しているという明確な答弁をしながら、それを実施しないというのはあり得ないのではないかと考えます。 町長の見解をお尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 総合計画に計上することと、予算をつけて執行することはまた別でございます。総合計画は大きく総花的に計画を掲示しているところであります。その中の優先度

	を執行部の中で十分議論をいたしまして、最終的に法的な責務を負うのは私は予算委員会だと思っております。当時、答弁を私がしたんですかね。じゃなくてということであっても、もちろん各課長の答弁は町長答弁であります。そのことの責務は十分私は負うつもりでありますけれども、実際こういった答弁、公的な発言をいたしまして、現場を見て、今課長が言ったとおりの状況であったということでもありますので、その辺は十分実態に合わせて対応していきたいと思っております。 発言したことの重みは重々承知しながら、実際予算化するには再度査定が必要になりますので、その段階でまた検討し、必要であれば計上したいと思っております。
議 長	河内議員
河内議員	今回、夜須中学校の中庭整備事業工事費として438万9,000円が計上されています。確かに子どもたちの情操教育のためには必要かもしれません。しかし一方で、雨にぬれながら外階段を利用している生徒がいて、どうにかしてほしいと現に困っています。 今後の学校の施設整備については、緊急性、優先順位を加味しながら、準備、整備していきたいとも答弁されています。どちらが優先かは火を見るよりも明らかではないでしょうか。第2次総合計画の中でも「計画の着実な推進と実効性を確保します」と、うたっているということを申し述べ、次に進みます。 最後に、部落解放同盟に対する補助金の削減についてお尋ねします。 一つの任意団体にすぎない部落解放同盟への補助金の削減については、これまでも度々一般質問でも取り上げ、予算決算の折にも反対討論の中で、一つの任意団体にすぎない部落解放同盟への600万円を超える、しかも補助金の大半が人件費というのは到底町民の理解を得られるものではないと反対討論をしてきたところです。これまでの答弁を踏まえ、質問します。 平成27年第3回定例会の折に、今後補助金削減へ向け、どのような手だてを考えているのかお尋ねしましたところ、人権センターが開設されたので、それに向けて、そのことに理解を求め、補助金削減に3団体で連携を取り、話を進めていく、町としては、削減と減額ということで3団体とまず話をし、その後交渉に臨みたいとの町長の答弁がありました。 その後、28年に5%、29年度に5%削減するということでしたが、いまだに令和4年度予算では631万9,000円計上されています。28年度5%削減で635万5,000円、さらに29年度5%削減ならば、600万4,000円の計算になります。29年度の5%削減はどうなったのかお尋ねをします。
議 長	人権同和对策室長
人権同和对策室長	お答えします。 平成29年度の5%の削減はどうなったのかというご質問につきましては、まず、部落解放同盟朝倉地区協議会への補助金について説明をさせていただきたいと思えます。 部落解放同盟朝倉地区協議会へ交付しております人権同和对策促進事業補助金につきましては、朝倉地区3市町村の総額がありまして、3市町村で決定をしているところでございます。そのため、補助金については、朝倉地区で協議した上で、部落解放同盟朝倉地区協議会と協議を行い、平成14年度より18年度までの5年間、毎年5%、合わせて25%の削減を行っています。また、平成25年度と29年度には、年5%、合わせて10%の削減を行っております。 ご質問いただいております、29年度についても5%削減となっているけれども削減されていない、どうなっているのかということでございますが、29年度は27年度の国勢調査の人口が確定したことによります人口割の変更等により、筑前町

	の負担割合は増となっております。そのため、全体額は5%削減はされておりますが、筑前町の部分につきましては28年度とは同じ削減額となっていないという状況でございます。 以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	それでは、平成29年度以降、削減、減額に向けての協議はされてきたのか、お尋ねをいたします。
議 長	人権同和対策室長
人権同和対策室長	お答えいたします。 議員より補助金削減についてのご質問があっていることは、朝倉地区の会議で報告し共有していることではございますが、削減の協議をするまでは至っていないのが現状でございます。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	地対財特法失効後5年間の経過措置の中で、毎年20%ずつの削減をし、補助金をゼロにした同和団体もあります。なぜ同様の措置ができなかったのか、前回質問時に回答していただけなかったもので、再度お尋ねします。
議 長	人権同和対策室長
人権同和対策室長	お答えいたします。 削減の協議につきましては、先ほどご説明させていただいた状況でございまして、削減の協議につきましては各団体との協議であること、部落解放同盟朝倉地区協議会との協議の結果、先ほどの削減状況になっているところでございます。 現状認識として、部落差別は完全解消とはなっておらず、依然として差別事象も発生している状況から、人権社会確立のため部落解放同盟との連携は重要であるとの判断から、補助金を交付しているところでございます。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	平成28年第3回定例会の折に、補助金のお大半が報酬、給与、研修費という補助金の在り方についてお尋ねしたところ、補助金の中に人件費を含めることは、運営内容についてはそれぞれの組織が判断されることであり、その内容をチェックしながら補助金は交付している仕組みになっている。人件費の割合とか事業費の割合等々について別段の定めがない限り、要綱に沿ったものと理解しているとの町長答弁でした。 そこでお尋ねしますが、要綱の第4条、補助金の交付決定では、町長は補助金の交付申請があったときは、これを審査し、必要に応じて調査を行い、交付すべきと認めたときは補助金の交付額を決定し通知するものとするがありますが、町長は3人分もの人件費を認めたということでしょうか、お尋ねします。
議 長	人権同和対策室長
人権同和対策室長	お答えします。 先ほどおっしゃいました人件費ということでございますが、事業への補助につきましては、教育啓発推進の事業費、会館運営に要する費用などに充てられている状況でございます。 なお、報酬、給与については、教育啓発推進の事業、会館運営に要する費用の両方に含まれているものと考えているところでございます。 使用状況の確認につきましては、年2回、前期・後期に分けて朝倉市と合同で伝票や通帳などのチェックを行い、適正に支出されていることを確認しているところで

	ございます。 補助金に対する報酬、給与の割合につきましては、定めがない状況でございます。 以上です。
議 長	河内議員
河内議員	これは、最後に決定するのは町長で、それを認めて通知したということになると思います。 では、仮にほかの任意団体でも、運営費の中に人件費、しかも3人分です、それも認めるということでしょうか、お尋ねします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 補助金交付要綱等については、町長自身で、あまり変動があってはならないということで要綱を定めております。さらに、その要綱の解釈については規定等を設けている場合もございます。この場合がそのケースにあたるかどうかは分かりませんが、そういった客観的な判断の下でやっていきたいと思っておりますので、今回の場合もその基準に沿って措置したということだと言えます。
議 長	河内議員
河内議員	今私がお尋ねしたのは、ほかの任意団体でそういう人件費が含まれた補助金も認めるのかということをお尋ねしたところです。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 事業いかん内容によって、十分調査の上、必要であると判断できれば支出も可能だと考えます。
議 長	河内議員
河内議員	私たちの納めた税金が一つの任意団体の人件費に使われるということについては、いつも申し述べていますが、町民の皆さんの納得は到底得られません。 補助金のさらなる削減を求めるとともに、行政が主体性を持って人権問題に取り組んでいただくことを強く願い、質問を終わります。
議 長	これで、12番 河内直子議員の一般質問を終わります。
散 会	
議 長	これにて一般質問を終結します。 これで本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。 (11:11)